

会議録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 平成28年度第2回会議	
開催日時	平成28年7月29日（金）午後1時30分から午後3時30分まで	
開催場所	田無庁舎3階 庁議室	
出席者	米田会長、山田委員、石井委員、小藤田委員 （事務局）飯島企画部長、古厩企画政策課長、高橋企画部主幹、 神保企画政策課主査 （建築指導準備課）清水課長、竹中主幹、小貫主査 （都市計画課）松本課長、（道路管理課）磯崎課長 （環境保全課）田中課長、安島主幹 （社会教育課）岡本課長、（産業振興課）北原主幹	
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築行政に関する事務手数料について（答申） 2 コンビニエンスストア等におけるマルチコピー機による証明書交付に係る事務手数料について（答申） 3 事務手数料（都市計画証明、道路証明）について（報告） 4 エコプラザ西東京施設使用料について（報告） 5 学校施設（けやき小学校、青嵐中学校、保谷中学校）使用料について（報告） 6 市民農園の利用者負担について（報告） 7 その他 	
会議資料の名称	資料1	道路に関する証明及び都市計画に関する証明事務手数料の適正化について
	資料2	道路に関する証明及び都市計画に関する証明事務手数料原価計算書
	資料3	エコプラザ西東京施設概要
	資料4	エコプラザ西東京使用料算出表
	資料5	エコプラザ西東京使用料原価計算書
	資料6	学校施設の概要
	資料7	学校施設使用料算出表
	資料8	学校施設使用料原価計算書
	資料9	市民農園の利用者負担について
	参考資料1	エコプラザ西東京パンフレット
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録	
会議内容		
<p><u>議題1 建築行政に関する事務手数料について（答申）</u></p> <p>○事務局：</p> <p>前回の審議会において整理させていただくことになっていた、建築基準行政に係る証明系手数料（案）の設定理由について、説明させていただきたい。</p> <p>建築基準行政の事務移管に係る手数料486件のうち、審査系手数料483件については、東京都及び都内の特定行政庁で広域的な観点から協議を行ってきた経緯があり、今後も協議がされるため、本市においても事務移管前の東京都の手数料にならった手数料の設</p>		

定を行う。

一方、証明系手数料3件については、審査系手数料のように都内全体として手数料について協議を行った経緯はないことから、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」で示した適正価格決定の考え方にに基づき、基本的には原価計算により手数料を設定すべきと考えている。

証明系手数料のうち「道路位置指定図の写しの交付」と「台帳記載事項証明」については、東京都及び都内の特定行政庁においても実施しており、現在、東京都では400円となっている。手数料設定にあたっては、原価計算が原則と考えるが、事務移管当初は、東京都や周辺自治体の状況等との均衡を考慮すべきと考え、本市の手数料についても現在の東京都の手数料である400円をそのまま適用したいと考えている。

また、証明系手数料のうち「建築計画概要書の写しの交付」については、一部の特定行政庁において実施しており、一定の需要が見込まれることから、本市において新たに実施する独自のサービスとなる。そのため、周辺自治体の状況等の均衡ではなく、基本方針に則り、原価計算による手数料2,500円を手数料案としている。

なお、本諮問における証明系手数料の原価計算は、東京都の手数料をそのまま適用するものを含め、事務移管後の実務の見通しに基づくものであるため、これらの手数料に関しては平成29年4月以降、実務の実績を踏まえた原価計算を行い、次回の定期見直しにおいて、改めて適正価格を決定していく。

○委員：

答申案文については、会長と事務局で調整のうえ、第2回審議会前にあらかじめ委員の皆様を確認いただいているが、答申案文のとおり確定ということによろしいか。

(異議なし)

○委員：

それでは、建築行政に関する事務手数料については、答申案文のとおり確定とする。

議題2 コンビニエンスストア等におけるマルチコピー機による証明書交付に係る事務手数料について (答申)

・答申案文に沿って説明

○委員：

答申案文については、建築行政に関する事務手数料と同様に、会長と事務局で調整のうえ、第2回審議会前にあらかじめ委員の皆様を確認いただいているが、答申案文のとおり確定ということによいか。

(異議なし)

・米田会長から副市長へ答申文を手交

議事3 事務手数料 (都市計画証明、道路証明) について (報告)

・資料1、資料2に沿って説明

○委員：

都市計画に関する証明及び道路に関する証明については、現場調査等を要する証明であることから、手数料と原価計算とに乖離が生じており、これまでも当審議会において課題とされてきた経緯がある。

都市計画に関する証明のうち、納税猶予の特例適用の農地等証明については、事務処理の流れの改善と標準的な事務処理に要する時間を改めて精査した結果、手数料と原価計算との乖離が一定程度解消されている。

都市計画に関する証明のうち、都市計画証明については、すでに建築基準行政の移管を受けている自治体において証明の発行自体を廃止している事例も見受けられることから、建築基準行政の事務移管後の実務を踏まえたうえで、証明自体の必要性や証明内容等について改めて検証するため、都市計画証明については、道路に関する証明とともに次回見直し時に検証したいとの説明があったが、手数料を段階的に改定するという選択もあるのではないかと。

○事務局：

都市計画証明については、次回の見直しまでに、建築基準行政の事務移管後の実務を踏まえた検証により引き続き証明を発行することとし、なお手数料と原価に乖離がある状況が続く場合には、その時点で改定をすることとしたい。

○委員：

都市計画証明の発行自体を廃止しても問題はないのか。

○事務局：

都市計画証明は、法令等により発行をしなければならない事務ではなく、自治体の判断により実施するサービスである。建築基準行政の移管を受けている自治体の中には、都市計画図のコピーを都市計画証明として交付している所もあると聞いているが、詳細は今後調査したい。

次回見直し時まで、引き続き事務改善を行った上で、諸条件が整えば3年後を待たずに結論を出したい。

○委員：

都市計画に関する証明のうち納税猶予の特例摘要の農地等証明については、事務改善や標準的な事務処理に要する時間を見直したことで手数料との乖離が解消した。

一方、都市計画に関する証明のうち都市計画証明及び道路に関する証明については、手数料と原価に乖離はあるものの、建築基準行政の移管を受けている自治体の事例も踏まえ、証明自体の必要性や証明内容等について、事務移管後の実務を踏まえた検証をする必要があるとのことで、次回の見直しの時に改めて検証するということがよろしいか。

(異議なし)

議題4 エコプラザ西東京施設使用料について(報告)

・資料3から5に沿って説明

○委員：

環境事業の実施や、多目的スペースを試行的に一般開放するなど、施設の有効利用に向けた様々な取組により、施設の利用率は伸びているとのことだが、どの程度伸びているのか。

また、多目的スペースの試行的な一般開放ではどのような団体に利用されているのか。

○事務局：

施設全体の利用率については、前回の定期見直し時に審議会にお示しした平成24年度実績で25.1%だが、平成26年度実績では39.5%であり、14.4%増となっている。

多目的スペースの試行的な一般開放では、会社の総会や会議、ボーイスカウトの集会などで利用されている。

○委員：

環境活動団体間のつながりはあるのか。

○事務局：

環境活動団体は、自主的に設立した団体であり、団体毎にそれぞれ考え方が異なるため、団体間の連携は難しい。

なお、環境活動団体の登録数自体は、それほど増えてはいない。また、公民館など無料で利用できる施設を利用して活動している環境活動団体もあると考えている。

○委員：

環境活動団体の登録数も、それほど増えておらず、無料で利用できる施設に利用が流れていても、当施設の利用率は伸びているという実績から、利便性が高い施設と評価することができる。

○委員：

原価計算の結果、現行の施設使用料で妥当ということによろしいか。

(異議なし)

議題5 学校施設（けやき小学校、青嵐中学校、保谷中学校）使用料について（報告）

・資料6から8に沿って説明

○委員：

資料6によると、利用件数のうち有料利用が大多数であるが、無料利用にはどのようなものがあるのか。

○事務局：

公的な利用や、青少年健全育成団体に対し使用料の減免をしている。

○委員：

資料6によると、青嵐中学校の会議室等については、利用件数がないとのことだが、要因は立地条件か。

○事務局：

青嵐中学校は、学校内に給食室がないため、給食室がある小学校で青嵐中学校の分の給食調理を行い配送するという方式で行っているが、青嵐中学校の多目的室については、将来的に調理場に転用可能な設計になっている。そのため、利用者の立場からすると、現状では展示室のような使い方などに限られるため、利用件数がないのではないかと考える。

○委員：

資料7で、1時間あたり使用料と原価を施設別に比較すると、会議室のように貸出面積が狭い施設は、使用料と原価の乖離が小さいが、貸出面積の広い体育館は乖離が大きい。これは、原価計算の仕組み上、1㎡1時間当たり経費と施設毎の貸出面積を掛けることにより、施設毎の1時間当たり原価を算出していることから、貸出面積が広い施設ほど、使用料と原価に乖離が生じやすいということが理由である。

○委員：

保谷中学校の体育館については、原価計算上、その敷地が道路用地となったことにより得た土地売買収入と補償費を、国や都からの補助金に準ずるものとして捉え建物建築の経費から除くと、建物建築コストに一般財源負担がないということになる。また、建築年も平成20年と新しい施設で、現状では改修工事等のコストも要さないため、保谷中学校の体育館は、他2校の体育館との比較では、1時間あたり原価が安くなっている。

しかし、保谷中学校を含め、3校の体育館の1時間あたり使用料は、1時間あたり原価と比較して乖離があるため、体育館については使用料をもう少し高くしてもよいとは感じる。

○委員

保谷中学校の体育館は、1時間あたり原価が888円となっているが、体育館を3校とも全て現行の使用料を500円から1,000円に改定すると、3校全体で見れば、保谷中学校の使用料収入により、原価が1,000円超の他2校分の使用料収入の不足分の補てんができ、かつ施設間の同種施設に係る使用料の平準化も図れる。

学校施設に限ったことではないが、使用料または手数料と原価に乖離があるということは、その不足分を市が負担することになる。

学校施設は全市的に利用されているのか。

○事務局：

施設の規模で言えば、スポーツ大会などで使用することは可能であるが、学校施設には駐車場がないため、交通の利便性から、近隣住民などの利用に限られている。

学校施設は、平日の日中は授業で使用されるため、実際に一般の方が利用できる日数は限られている。

○委員：

原価計算の仕組み上、貸出面積が広い施設ほど、使用料と原価に乖離が生じやすく、実際に貸出面積の広い体育館は乖離が大きい結果となっている。このことについて、体育館使用料を改定してもよいのではないかという意見があったが、学校施設という性質上、利用可能な時間帯や立地条件等から利用が限られていることもあることから、現行の施設使用料で妥当ということよろしいか。

(異議なし)

議題6 市民農園の利用者負担について（報告）

・資料9に沿って説明

○委員：

これまで、市民農園の利用者負担金については、利用期間に合わせて見直し、改定を行ってきた経緯があり、今回についても西東京市農業振興計画推進委員会にて検討を行い、現行の年間2,250円から3,500円へ改定することが適当であると報告があったとのことであるが、他市平均の9,280円と比較すると、改定後の利用者負担金もなお低廉だと感じる。

○委員：

平成27年度決算で1区画あたりのコストは4,612円とのことだが、コストの100%を利用者負担金に転嫁したとしても、他市平均と比較するとなお低廉だ。

○委員：

市民農園の利用率は高いのか。

また、利用者負担金の他市平均は9,280円とのことだが、西東京市と運営方法等の違いがあるのか。

○事務局：

利用率は高く、補欠利用も含めて抽選をしている状況である。

市民農園は、農地を所有者から無料で賃借し、代わりにその固定資産税を免除している。当市は、水道料金、管理費等の実費相当額として利用者負担金を算出しているが、他市では、免除した固定資産税相当も利用者負担金に転嫁している所もある。引き続き、当市における適正な利用者負担金の検討とともに、市民農園に係る経費についても適切であるか検討を行っていく。

○委員：

本件については、市民農園の利用者負担金を所掌する西東京市農業振興計画推進委員会において、値上げが妥当との考え方が示されたため、当審議会の所掌事項ではないけれども、当審議会は、市の受益者負担について審議しているため、報告があったということだ。

(異議なし)

議題7 その他

○委員：

その他の議題はあるか。

○事務局：

次回の議題は、定期見直し対象となっている施設使用料（スポーツ施設、文化施設）について審議いただく予定である。

日程は10月中旬を予定しており、別途調整させていただく。

○委員：

他になければ、これで平成28年度第2回審議会を終了する。